

答申第 271 号

平成 17 年 7 月 25 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 12 月 26 日付けで諮問された旅費執行何一部非公開の件（諮問第 216 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成 11 年度分及び 12 年度分の県立体育センターを用務地とした旅費執行伺のうち、職員の給料表は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成 13 年 10 月 23 日付けで、平成 11 年度分及び 12 年度分の県立体育センターを用務地とした旅費執行伺(以下「本件請求文書」という。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第 5 条第 1 号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 個人の情報が記載されている行政文書であっても、条例第 1 条及び第 2 条で定める公開を求める権利を尊重して、個人の情報がみだりに公にされない配慮をすることにより、原則に戻って個人の情報も公開する義務がある。

ウ 条例第 12 条に定める第三者の意見を求めることなく公開請求権を排除することは条例違反であり、個人の情報の公開も広く行われるべきである。

エ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関(教育庁教育部スポーツ課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書（以下「本件行政文書」という。）は、平成11年度分及び12年度分の県立体育センターを用務地とした旅費執行伺である。

（2）一部非公開部分について

本件行政文書のうち、職員の職員番号、職員の給料表、職員の級・号給は個人に関する情報であり、公開することにより特定個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

4 審査会の判断理由

（1）審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

（2）条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

（ア）条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができる」と規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

（イ）本件行政文書に記載された職員の職員番号、職員の給料表及び職員の級・号給は個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当す

ると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 職員の職員番号、職員の給料表、職員の級・号給は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又はただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 職員の給料表は、職員に支給する給与の額を決定するために、職員の職種に応じて定められているもので、旅費執行における旅費の算定の前提となるものである。この職員の給料表は、特定個人の所得を推測できる情報ではなく、また、当該職員がどの職種の職員として採用されたかは、県民に対する説明責任から明らかにすべき情報と解される。したがって、職員の給料表は、慣行として公にすることが予定されている情報と認められるので、同号ただし書イに該当すると判断する。

b 職員の職員番号及び職員の級・号給は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

職員の職員番号は、職員の人事・給与等の管理に関して個人を識別するために使用される情報であるとともに、個人の神奈川県採用年度等を推測することができる情報である。また、職員の級・号給は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定個人の所得を推測できる情報である。したがって、職員の職員番号及び職員の級・号給は、公務員の情報ではあるが、当該公務員個人の私的な情報といふべきであり、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

(3) その他

ア 不服申立人は、個人情報であっても、条例第1条及び第2条で定める公開を求める権利を尊重して、個人情報がみだりに公にされない配慮をすることにより、原則に戻って個人情報も公開する義務があると主張している。

しかしながら、条例第5条第1号は、本文で明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とし、同号ただし書アからエまでに該当するものに限って例外的に公開することを明文をもって定めたものと解されることから、不服申立人の主張は認められない。

イ 不服申立人は条例第12条に定める第三者の意見を求めることなく、公開請求権を排除することは条例違反であると主張しているが、条例第12条第1項は任意的な機会付与を規定したものであり、また、本諮問案件は同条第2項には該当しないことから、不服申立人の主張は認められない。

ウ 当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)エの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 12 月 26 日	諮問
平成 14 年 1 月 11 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
1 月 30 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
2 月 6 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 5 月 9 日 (第 46 回部会)	審議
5 月 24 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
6 月 6 日 (第 47 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	会長職務代理者 部 会 員
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	首都大学東京教授	
堀部政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成17年7月25日現在）（五十音順）